

第2回石川県食文化推進本部会議の開催について

石川県食文化推進本部会議を下記のとおり開催します。

記

1. 日 時

令和5年11月29日（水） 10:00～11:00

2. 場 所

石川県庁 行政庁舎 11階 1106会議室

3. 次 第

（1）開会

（2）本部長挨拶

（3）令和5年度の取組の状況について

（4）いしかわの食の巨匠顕彰制度について

（5）今後の取組に関する意見交換（非公開）

（6）閉会

4. 公開等

- ・本会議では、県及び市町の内部での検討段階の未成熟な事項についても、率直な意見交換を行うことから、取材については「（4）いしかわの食の巨匠顕彰制度の選定基準について」終了までとし、「（5）今後の取組に関する意見交換」以降は非公開とさせていただきます。
- ・意見交換の内容については、会議終了後、1106会議室において、ぶら下がり取材に対応いたします（11時頃～予定）

(参考 石川県情報公開条例)

(公文書の公開義務)

第七条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

一～四 略

五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの